

外国人の受入れ・共生のための教育推進検討チーム報告 ～日本人と外国人が共に生きる社会に向けたアクション～

令和元年6月17日

抜粋

【障害のある外国人の子供に係る支援の充実】 <新規>

- 母国の言語、教育制度や文化的背景に留意し、障害のある外国人の子供の就学先の決定が適切に行われるよう、地方公共団体への周知を行うとともに、就学先の相談に当たって多言語化に対応した翻訳システムの活用を推進する。
- 特別支援学校等においても、日本語指導補助者や母語支援員等の配置に努めるほか、特別支援教育、日本語指導の担当教師が相互に連携するとともに、それぞれ外国人の子供に係る支援や、特別支援教育についても学ぶことのできる研修の機会等の充実を図る。
- 発達障害の可能性のある外国人の児童生徒に対する学校における合理的配慮の提供について実践研究を行い、その成果を普及する。また、子育てや就学に関する相談窓口等について外国人の保護者も対象に分かりやすく積極的な情報発信に努める。

<具体的取組>

- ・平成31年3月に地方自治体宛の通知において、障害のある外国人の子供の就学先の決定に関して周知済み。引き続き、説明会等において周知を継続する。
- ・「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」（日本語指導、母語による支援、ICT活用）
- ・独立行政法人特別支援教育総合研究所が実施する特別支援教育の担当教師向けの研修において、外国人の子供に係る支援に関する講義を実施する
- ・自治体において実施する特別支援教育に関する研修に日本語指導の担当教師が参加できるように周知するとともに、独立行政法人特別支援教育総合研究所が実施する特別支援教育に関するインターネットによる講義配信の活用を周知する
- ・独立行政法人教職員支援機構が実施する「外国人児童生徒に対する日本語指導指導者養成研修」において、特別支援教育に関する講義を実施予定
- ・「発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業」において、外国人児童生徒を対象とした研究を実施する（令和元年度2件採択）